

キャッシュレス決済事業者が実施する加盟店手数料還元に関する規定

【B型事業者用・デビットカードのみ】

第1条（適用範囲）

本規定は、日本電子決済推進機構所定の「デビットカード加盟店規約」（以下「規約」といいます。）に基づき契約を締結した、規約に定める「加盟店」（以下「加盟店」といいます。）に対し、規約の特則として、加盟店銀行が提供する加盟店手数料還元（次条に定義します。）について適用されるものとします。なお、規約において定義された用語は、本規定に別段の定めのない限り、本規定においても同様の意味に用いられるものとします。

第2条（加盟店手数料還元の定義）

本規定において「加盟店手数料還元」とは、平成31年度政府予算に基づき施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「還元事業」といいます。）に基づき、加盟店銀行が、還元事業における間接補助事業者として、一般消費者（以下「利用者」といいます。）がデビットカード取引契約（以下「デビットカード取引」といいます。）により加盟店（還元事業の対象となるものに限り、以下同じとします。）で売買取引債務の支払いを行った場合に、経済産業省から採択された還元事業の執行団体（以下「補助金事務局」といいます。）が定めるところに従い加盟店に提供される加盟店手数料の一部の還元をいいます。

第3条（加盟店手数料還元の方法）

1. 利用者が行ったデビットカード取引が還元事業に基づく加盟店手数料還元の対象となる取引に該当する場合には、加盟店銀行は、以下のいずれかの方法により、加盟店手数料還元を実施するものとします。

- (1) 加盟店から当該デビットカード取引等に係る加盟店手数料を徴収する際

に、当該手数料の金額から還元相当額を控除する方法

(2) 当該加盟店手数料の徴収後、加盟店銀行が定める時期に、還元相当額を加盟店の預金口座（加盟店銀行との間の売買取引債権の売却代金の決済に用いる加盟店の預金口座をいいます。以下同じとします。）に振り込む方法

2. 加盟店は、還元事業の対象となるデビットカード取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった場合には、直ちにその旨を加盟店銀行または加盟店銀行が指定する者に通知するものとします。
3. 加盟店銀行は、還元事業の対象となるデビットカード取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった場合には、当該取引に係る加盟店手数料還元を行わないものとします。加盟店手数料還元が既に行われている場合には、加盟店銀行は、当該加盟店に対し、当該加盟店手数料還元に対応する金額の返還を求めることができ、加盟店銀行における加盟店の預金口座から当該加盟店手数料還元に対応する金額を引き落とす方法、または加盟店が次回のデビットカード取引に関して加盟店銀行から受領すべき売買取引債権の売却代金と相殺する方法により、当該返還に充てることのできるものとします。
4. 加盟店銀行は、加盟店手数料還元の明細について、加盟店からの照会に応じる義務を負わないものとします。

第4条（不当な取引）

1. 加盟店は、加盟店銀行が提供する加盟店手数料還元について、以下に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならず、不当な取引の可能性を認識した場合は直ちにその旨を加盟店銀行に通知するものとします。加盟店が不当な取引を行おうとした場合、加盟店銀行は加盟店手数料還元の提供を拒むことができるものとします。

(1) 利用者が他人のデビットカードを用いてデビットカード取引を行ったことを知りながら、加盟店または他者が加盟店手数料還元に基づく利益を得る

こと

- (2) 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として加盟店手数料還元補助に基づく利益を得、または他者に得させること
 - (3) 商品または権利の売買もしくは役務の授受を目的とせず、加盟店手数料還元を受けることのみを目的として、デビットカード取引を行い、加盟店手数料還元に基づく利益を得、または他者に得させること
 - (4) 還元事業の対象でない取引を対象であるかのように取扱い、加盟店手数料還元に基づく利益を得、または他者に得させること
 - (5) 還元事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは還元事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、加盟店手数料還元に基づく利益を得、または他社に得させること
 - (6) 還元事業の対象でない加盟店が、還元事業の対象である加盟店であると装うことにより、利用者に還元事業に定める消費者還元補助に基づく利益を得させ、または加盟店手数料還元に基づく利益を得ること
 - (7) その他還元事業を悪用していると補助金事務局が判断する取引
2. 加盟店銀行は、加盟店が不当な取引を行ったと判断した場合、当該加盟店に対し、不当な取引に係る加盟店手数料還元に対応する金額（以下「不正還元金額」といいます。）を加盟店銀行が指定する方法により直ちに返還するよう請求することができるものとし、加盟店はこれに従うものとします。
 3. 加盟店銀行は、加盟店銀行における加盟店の預金口座から不正還元金額を引き落とす方法、または加盟店が次回のデビットカード取引に関して加盟店銀行から受領すべき売買取引債権の売却代金と相殺する方法により、当該引落しに係る金額を不正還元金額の返還に充てることのできるものとし、加盟店はあらかじめこ

れに同意するものとします。

第5条（停止・解約等）

1. 加盟店銀行は、加盟店が不当な取引を行った場合には、当該加盟店による以後のデビットカード取引および加盟店手数料還元の利用を停止するほか、加盟店登録を抹消し、デビットカード加盟店契約を直ちに解約することができるものとします。
2. 加盟店が不当な取引を行ったことにより、加盟店銀行または補助金事務局その他第三者に損失が生じた場合には、加盟店は、当該損失額に相当する金額を賠償するものとします。なお、当該損失額に相当する金額の賠償については、前条第3項の規定を準用するものとします。

第6条（情報連携）

加盟店銀行は、加盟店が不当な取引を行った場合には、当該加盟店の社名（個人事業主にあつては事業主名）、代表者名、代表者生年月日、設立年月日、電話番号、住所、口座情報、不当な取引を行った事実その他の加盟店を特定するために必要な情報を他の加盟店、加盟店銀行、直接加盟店、発行銀行、機構および補助金事務局ならびにそれらの委託先に共有することができるものとし、加盟店はあらかじめこれに同意するものとします。

第7条（調査等への協力）

加盟店は、加盟店が自ら不当な取引もしくは不当な取引と疑われる取引を行った場合、または加盟店において利用者による不当な取引もしくは不当な取引と疑われる取引が行われた場合には、当該取引に係る加盟店の故意または過失の有無を問わず、当該取引に関して加盟店銀行、直接加盟店、発行銀行、機構もしくは補助金事務局またはそれらの委託先が実施する調査等に協力するものとします。

第8条（対象加盟店であることの表明）

1. 加盟店は、還元事業の対象となる中小・小規模事業者等の登録要件（補助金事務局が定める加盟店登録要領 4.2 に記載される要件をいいます。以下「登録要件」といいます。）に合致しており、登録要件およびこれを基礎付ける資料について虚偽の申請を行っていないことを表明するものとします。
2. 加盟店は、登録要件に変更が生じる場合には、当該変更が生じる日の 30 日前までに、加盟店銀行に対して報告するものとします。

第9条（加盟店登録要領の遵守）

加盟店は、本規定に定める事項のほか、補助金事務局が定める加盟店登録要領記載の各事項を遵守するものとします。

以 上